

道路交通法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

第三十九条の二の四 法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第五項の規定による申請をした日前五年以内に同条第二項の規定により免許を取り消され、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うものとする。 （運転経歴証明書の交付）		第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額） 第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。	運転免許 試験手数料	大型自動車 免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受け	四百五十円	千四百五十円
			手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	

改正前

第三十九条の二の四 法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第五項の規定による申請をした日前一月以内に同条第二項の規定により免許を取り消され、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うものとする。 （運転経歴証明書の交付）		第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額） 第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。	運転免許 試験手数料	大型自動車 免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受け	五百円	千三百五十円
			手数料の種類	区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	

普通自動車 免許に係る 試験	法第九十七条 の二第一項第 一号又は第二 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	法第九十七条 の二第一項第 三号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	法第九十七条 の二第一項の 規定の適用を 受けない場合	六百円（法第九 十七条第一項第 二号に掲げる事 項について行う 試験を公安委員 会が提供する自 動車を使用して 受ける場合にあ つては、三千四 百五十円）	四百五十円	千三百五十円	四千円（法第九 十七条第一項第 二号に掲げる事 項について行う 試験を公安委員 会が提供する自 動車を使用して 受ける場合にあ つては、四千二 百五十円）
				六百円（法第九 十七条第一項第 二号に掲げる事 項について行う 試験を公安委員 会が提供する自 動車を使用して 受ける場合にあ つては、三千四 百五十円）	四百五十円	千四百五十円	四千円（法第九 十七条第一項第 二号に掲げる事 項について行う 試験を公安委員 会が提供する自 動車を使用して 受ける場合にあ つては、四千二 百五十円）

普通自動車 免許に係る 試験	法第九十七条 の二第一項第 一号又は第二 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	法第九十七条 の二第一項第 三号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	法第九十七条 の二第一項の 規定の適用を 受けない場合	六百五十円（ 法第九十七条 第一項第二号 に掲げる事項 について行う 試験を公安委 員会が提供す る自動車を使 用して受ける 場合にあつて は、四千百五 十円）	五百円	千六百円	四千三百円（法第 九十七条第一項第 二号に掲げる事項 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、四千 五百円）
				六百五十円（ 法第九十七条 第一項第二号 に掲げる事項 について行う 試験を公安委 員会が提供す る自動車を使 用して受ける 場合にあつて は、四千百五 十円）	五百円	千五百五十円	四千三百円（法第 九十七条第一項第 二号に掲げる事項 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、四千 五百円）

小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千四百五十円	受ける場合にあつては、千二百五十円）	て受ける場合にあつては、千八百五十円）
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許、普通自動車二種免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百五十円）	二千四百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千六百五十円）	四百五十円	千三百円

小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合	五百円	千五百五十円	用して受ける場合にあつては、千四百円）	合にあつては、二千円）
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許、普通自動車二種免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千二百円）	二千三百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千五百円）	五百円	千五百円

に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	大型自動車 第二種免許 、中型自動車 第二種免許 又は普通 自動車第二 種免許に係 る試験	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
		四五百五十円	四五百五十円	千四百五十円	千三百円	千五十円
仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定	仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定
			四五百五十円	千二百五十円	千二百五十円	千二百五十円

に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	大型自動車 第二種免許 、中型自動車 第二種免許 又は普通 自動車第二 種免許に係 る試験	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
		五百円	五百円	千五百円	千五百円	千五百円
仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定	仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定
			五百円	千五百円	千五百円	千五百円

		検査手数料			
普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第二項の規定による検査（以下「検査」という。）	の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用している場合にあつては、千九百五十円）
		千五百円	千四百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用している場合にあつては、二千四百円）	千六百円	千六百円
普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第二項の規定による検査（以下「検査」という。）	の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用している場合にあつては、千九百五十円）
		五百円	千五百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用している場合にあつては、二千五百円）	千六百円	千六百円
普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第二項の規定による検査（以下「検査」という。）	の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用している場合にあつては、千九百五十円）
		千五百円	千五百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用している場合にあつては、二千五百円）	千六百円	千六百円

免許証交	再試験手数料	普通自動車免許に係る再試験	五百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、千九百円）	千四百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、千三百五十円）
第一種運転免許又は第二	原動機付自転車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	四百円	六百円
第一種運転免許又は第二	原動機付自転車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	千五百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、千二百五十円）	千五百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、千八百円）
第一種運転免許又は第二	原動機付自転車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	五百円	六百五十円
第一種運転免許又は第二	原動機付自転車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	六百五十円（法第九十二	千円（法第九十二

付手数料	種運転免許に係る免許証				
免許証再 交付手数料	仮運転免許に係る免許証 第一種運転免許又は第二 種運転免許に係る免許証	三百五十円	七百五十円 (額)	第九十二条第一 項後段の規定に より、一の種類 の免許に係る免 許証に他の種類 の免許に係る事 項を記載してそ の種類の免許に 係る免許証の交 付に代える場合 にあつては、九 百五十円に、当 該他の種類の免 許に係る事項を 記載することに 二百円を加えた	
免許証更 新手数料	仮運転免許に係る免許証 免許証の更新(法第百一 条の二の二第一項の規定 により免許証の更新の申 請をする場合を除く。)	三百五十円 千二百円	七百五十円 千三百円		

付手数料	種運転免許に係る免許証				
免許証再 交付手数料	仮運転免許に係る免許証 第一種運転免許又は第二 種運転免許に係る免許証	四百円	八百円	第九十三条 の二の規定に よる記録が行 われる場合に あつては、千 百円)	第九十三条 の二の規定に よる記録が行 われる場合に あつては、千 二百円)
免許証更 新手数料	仮運転免許に係る免許証 免許証の更新(法第百一 条の二の二第一項の規定 により免許証の更新の申 請をする場合を除く。)	四百円 七百五十円 (法第九十三条 の二の規定に よる記録が行 われる場合に あつては、千 二百円)	八百円 千三百五十円		条第一項後段の規 定により、一の種 類の免許に係る免 許証に他の種類の 免許に係る事項を 記載してその種類 の免許に係る免許 証の交付に代える 場合にあつては、 千円に、当該他の 種類の免許に係る 事項を記載するこ とに二百円を加え た額)

料 經由 手数 料	免許証の更新（法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	千五百五十円	千三百五十円
		六百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百円）	九百円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百円）
料 （略） 審査 手数 料		千四百五十円	二万五千円
		千五百五十円	二万五千円
料 （略） 技能 検定 員 審査 手 数 料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	千五百円	一万八千六百円
		千五百五十円	一万八千六百円
料 （略） 技能 検定 員 審査 手 数 料	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千五百円	一万三千三百五十円
		千三百円	一万三千三百五十円
料 （略） 技能 検定 員 審査 手 数 料	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で	千三百円	一万八千五百五十円
		千三百円	一万八千五百五十円

料 經由 手数 料	免許証の更新（法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	七百円（法第百九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千五百十円）	千四百円
		七百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百円）	九百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百円）
料 （略） 審査 手数 料		千四百円	二万六百元
		千四百五十円	二万六百元
料 （略） 技能 検定 員 審査 手 数 料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	千三百円	一万九千二百円
		千三百円	一万九千二百円
料 （略） 技能 検定 員 審査 手 数 料	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千二百円	一万二千九百円
		千三百六十円	一万二千九百円
料 （略） 技能 検定 員 審査 手 数 料	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で	千三百六十円	一万八千八百五十円
		千三百六十円	一万八千八百五十円

国外運転 免許証交	<p>、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下、「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>（略）</p>	<p>教習指導員審査手数料</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下、「教習指導員審査」という。）</p>	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下、「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）</p>	<p>九百円</p>	<p>千五百円</p>
				<p>三千二百五十円</p>	<p>千円</p>	<p>千五百円</p>	<p>三千二百円</p>	<p>九千六百五十円</p>	<p>一万千七百五十円</p>

国外運転 免許証交	<p>、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下、「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>（略）</p>	<p>教習指導員審査手数料</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下、「教習指導員審査」という。）</p>	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下、「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）</p>	<p>千円</p>	<p>千六百五十円</p>
				<p>三千九百五十円</p>	<p>千五百五十円</p>	<p>千二百円</p>	<p>三千五百円</p>	<p>九千八百円</p>	<p>一万千七百円</p>

付手数料		講習手数料
法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間につき いて四百円	講習一時間につき いて三百円
法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間につき いて千五十円	講習一時間につき いて千四百円
法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間につき いて七百円	講習一時間につき いて千五百円
法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間につき いて二千六百元	講習一時間につき いて二千百円
普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき いて千五百円	講習一時間につき いて千四百円
大型自動車免許に係る講習	講習一時間につき いて千五百円	講習一時間につき いて千四百円
普通自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間につき いて二千六百五十円	講習一時間につき いて千四百円
法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	講習一時間につき いて三百五十円	講習一時間につき いて千五十円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間につき いて千五百円	講習一時間につき いて千六百五十円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間につき いて八百五十円	講習一時間につき いて四百円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	講習一時間につき いて四百五十円	講習一時間につき いて二百円
普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき いて四百五十円	講習一時間につき いて千六百五十円

付手数料		講習手数料
法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間につき いて四百円	講習一時間につき いて三百円
法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間につき いて千二百五十円	講習一時間につき いて千三百五十円
法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間につき いて七百円	講習一時間につき いて千六百円
法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間につき いて二千七百五十円	講習一時間につき いて千九百五十円
普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき いて千円	講習一時間につき いて千四百五十円
大型自動車免許に係る講習	講習一時間につき いて二千七百五十円	講習一時間につき いて千四百五十円
普通自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間につき いて二千六百五十円	講習一時間につき いて千四百五十円
法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	講習一時間につき いて二百五十円	講習一時間につき いて千百円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間につき いて千五百円	講習一時間につき いて千六百五十円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間につき いて八百五十円	講習一時間につき いて三百五十円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	講習一時間につき いて四百円	講習一時間につき いて三百五十円
普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき いて五百五十円	講習一時間につき いて千六百円

法第百八条	第十号に掲げる講習				
	大型自動二輪車免許に係る講習	普通自動二輪車免許に係る講習	原動機付自転車免許に係る講習	法第百八条の二第一項の二第一項に掲げる講習	法第百八条の二第一項の二第一項に掲げる講習
小型特殊自動	講習一時間につき千九百円	講習一時間につき千九百五十円	講習一時間につき八百円	講習一時間につき四百円	講習一時間につき五百五十円
千九百円（当該	講習一時間につき千九百円	講習一時間につき千九百五十円	講習一時間につき八百円	講習一時間につき四百円	講習一時間につき五百五十円
三千九百円（当	講習一時間につき千九百円	講習一時間につき千九百五十円	講習一時間につき八百円	講習一時間につき四百円	講習一時間につき五百五十円

法第百八条	第十号に掲げる講習				
	大型自動二輪車免許に係る講習	普通自動二輪車免許に係る講習	原動機付自転車免許に係る講習	法第百八条の二第一項の二第一項に掲げる講習	法第百八条の二第一項の二第一項に掲げる講習
小型特殊自動	講習一時間につき千二百円	講習一時間につき千二百円	講習一時間につき九百五十円	講習一時間につき五百円	講習一時間につき五百五十円
千九百円（当	講習一時間につき千二百円	講習一時間につき千二百円	講習一時間につき九百五十円	講習一時間につき五百円	講習一時間につき五百五十円
三千九百円（当	講習一時間につき千二百円	講習一時間につき千二百円	講習一時間につき九百五十円	講習一時間につき五百円	講習一時間につき五百五十円

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査 細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十 二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額 又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検 定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表 の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手 数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第	(略)	法第百八条の二第一項第 十三号に掲げる講習	の二第一項 第十二号に 掲げる講習	車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習	講習が法第九十 七条の二第一項 第三号イ又は第 百一条の四第二 項の規定により 認知機能検査の 結果に基づいて 行うものである 場合にあつては 、千七百五十円)	該講習が法第九 十七条の二第一 項第三号イ又は 第百一条の四第 二項の規定によ り認知機能検査 の結果に基づい て行うものであ る場合にあつて は、三千六百元)
			小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習	七百元	千六百五十円	

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査 細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十 二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額 又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検 定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表 の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手 数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第	(略)	法第百八条の二第一項第 十三号に掲げる講習	の二第一項 第十二号に 掲げる講習	車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習	該講習が法第 九十七条の二 第一項第三号 イ又は第百一 条の四第二項 の規定により 認知機能検査 の結果に基づ いて行うもの である場合に あつては、千 七百五十円)	講習が法第九十七 条の二第一項第三 号イ又は第百一条 の四第二項の規定 により認知機能検 査の結果に基づい て行うものである 場合にあつては、 三千六百元)
			小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習	七百元	千六百五十円	

四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に 対する額か 減ずる額	
		物件費及び施設費に 対する額か 減ずる額	人件費に 対する額か 減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二百五十円	三千九百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円	三千六百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	百五十円	四千三百円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二百五十円	六千七百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円	六千三百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円	二千五百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	百五十円	七千六百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査		二千五百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		千八百五十円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		二千五百円	
三 法第八十八条の二第十八第四項に規定する教則の内容となつている事項			

四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に 対する額か 減ずる額	
		物件費及び施設費に 対する額か 減ずる額	人件費に 対する額か 減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二百円	三千九百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百五十円	三千八百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円	千三百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二百円	四千四百円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二百円	六千八百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百五十円	六千六百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円	二千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二百円	七千七百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査		二千五百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		千九百円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		二千五百五十円	
三 法第八十八条の二第十八第四項に規定する教則の内容となつている事項			

四 自動車教習所に 関する法令につい ての知識	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技 能検定員審査	二千百円
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	千八百五十 円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	二千百円
	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技 能検定員審査	二千二百五 十円
五 技能検定の実施 に関する知識	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	二千円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	二千二百五 十円
	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技 能検定員審査	千八百五十 円
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	千九百五十 円
六 自動車の運転技 能の評価方法に関 する知識	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技 能検定員審査	二千四百五 十円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	三千百五十 円
	大型自動車第二種免許 等に係る技能検定員審 査	二千七百円
	七 道路運送法第二 条第三項に規定す る旅客自動車運送 事業及び自動車運	大型自動車第二種免許 等に係る技能検定員審 査

四 自動車教習所に 関する法令につい ての知識	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技 能検定員審査	二千百五十円
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	千九百五十円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	二千百五十円
	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技 能検定員審査	二千二百円
五 技能検定の実施 に関する知識	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	千九百五十円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	二千五十円
	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技 能検定員審査	二千二百円
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	二千円
六 自動車の運転技 能の評価方法に関 する知識	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技 能検定員審査	二千円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	二千円
	大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	三千二百円
	七 道路運送法第二 条第三項に規定す る旅客自動車運送 事業及び自動車運	大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査

<p>転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>備考</p>	<p>一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千七百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千八百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百五十円を減ずるものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。</p>	<p>3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第一百</p>
--	-----------	---	--

<p>転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>備考</p>	<p>一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三千五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については七百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については三千円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百五十円を減ずるものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。</p>	<p>3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第一百</p>
--	-----------	---	--

二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

三 学科教習に必要な	審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	
			物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
二 技能教習に必要な教習の技能	一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	二百五十円	三千九百円
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	百円	三千六百五十円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千二百五十円
		大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	百五十円	四千三百円
		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	五十円	千四百円
		普通自動車免許に係る教習指導員審査		千四百円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千四百五十円
		大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	五十円	千八百五十円
		大型自動車免許又は中型自動車免許又は大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査		千三百五十円

二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

三 学科教習に必要な	審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	
			物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
二 技能教習に必要な教習の技能	一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	五百円	三千九百五十円
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	三百円	三千八百円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千三百円
		大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四百円	四千四百円
		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		千三百円
		普通自動車免許に係る教習指導員審査		千三百五十円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		千三百円
		大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	百円	千九百円
		大型自動車免許又は中型自動車免許又は大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査		千二百五十円

七 道路運送法第二 条第三項に規定す	な 教習の技能	型自動車免許に係る教 習指導員審査	円
		普通自動車免許に係る 教習指導員審査	千三百円
		特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	千五百五十円
		大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る教 習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係る 教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	千二百五十 円
六 教習指導員とし て必要な教育につ いての知識	な 教習の技能	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る教 習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係る 教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	千二百五十 円
		大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る教 習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係る 教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	千二百五十 円
五 自動車教習所に 関する法令につい ての知識	な 教習の技能	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る教 習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係る 教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	千二百五十 円
		大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る教 習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係る 教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	千二百五十 円
四 法第百八条の二 十八第四項に規定 する教則の内容と なっている事項そ の他自動車の運転 に関する知識	な 教習の技能	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る教 習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係る 教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	千二百五十 円
		大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る教 習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係る 教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	千二百五十 円

七 道路運送法第二 条第三項に規定す	な 教習の技能	中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百五十円
		普通自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百五十円
		特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	千二百五十円
		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	千二百五十円
六 教習指導員とし て必要な教育につ いての知識	な 教習の技能	中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百五十円
		普通自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百五十円
		特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	千二百五十円
		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	千二百五十円
五 自動車教習所に 関する法令につい ての知識	な 教習の技能	中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百五十円
		普通自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百五十円
		特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	千二百五十円
		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	千二百五十円
四 法第百八条の二 十八第四項に規定 する教則の内容と なっている事項そ の他自動車の運転 に関する知識	な 教習の技能	中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百五十円
		普通自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百五十円
		特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	千二百五十円
		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る教習指導員審査	千四百五十 円
		普通自動車免許に係 る教習指導員審査	千二百円
		特定第一種運転免許 に係る教習指導員審 査	千二百五十円

<p>る旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>査</p>
<p>備考</p> <p>一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千七百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千八百円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百五十円を減ずるものとする。</p> <p>二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については五十円を減ずるものとする。</p>	

<p>る旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>員審査</p>
<p>備考</p> <p>一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については三千二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千七百五十円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百円を減ずるものとする。</p> <p>二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を減ずるものとする。</p>	

